

報告第 6 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（峰山町不断 R7. 11. 10）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 2 5 提出

京丹後市長 中 山 泰

## 専決第5号

### 専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月12日

京丹後市長 中山 泰

### 損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町不断地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

#### 1 事故の概要

令和7年11月10日、教育委員会事務局職員が公用車を運転中、京丹後市峰山町不断地内の府道網野峰山線において右折した際に、反対車線で停車中の相手方車両に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 18,480円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町 法人